

第百六十六回国会
衆議院
財務金融委員会
議 録
第二十一号

平成十九年六月十五日(金曜日)

午前九時十分開議

出席委員

委員長 伊藤 達也君

理事 井上 信治君

理事 林田 彪君

理事 山本 明彦君

理事 古本伸一郎君

理事 伊藤信太郎君

理事 稲田 朋美君

理事 小川 友一君

理事 大塚 拓君

理事 亀井善太郎君

理事 佐藤ゆかり君

理事 とかしきおみ君

理事 萩山 教嚴君

理事 広津 素子君

理事 松本 洋平君

理事 石関 貴史君

理事 楠田 大蔵君

理事 鈴木 克昌君

理事 高山 智司君

理事 横山 北斗君

理事 谷口 隆義君

理事 竹本 直一君

理事 宮下 一郎君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓一君

理事 石原 宏高君

理事 江崎洋一郎君

理事 越智 隆雄君

理事 大野 功統君

理事 木原 稔君

理事 関 芳弘君

理事 土井 真樹君

理事 中森ふくよ君

理事 原田 憲治君

理事 松浪健四郎君

理事 御法川信英君

理事 市村浩一郎君

理事 小宮山泰子君

理事 田村 謙治君

理事 横光 克彦君

理事 吉田 泉君

理事 佐々木憲昭君

委員の異動
六月十五日

辞任

伊藤信太郎君

小野 晋也君

亀井善太郎君

広津 素子君

小沢 鋭仁君

川内 博史君

鈴木 克昌君

三谷 光男君

横光 克彦君

補欠選任

松浪健四郎君

稲田 朋美君

大塚 拓君

中森ふくよ君

横山 北斗君

市村浩一郎君

小宮山泰子君

石関 貴史君

高山 智司君

補欠選任

小野 晋也君

亀井善太郎君

広津 素子君

伊藤信太郎君

三谷 光男君

川内 博史君

鈴木 克昌君

横光 克彦君

小沢 鋭仁君

六月十五日

消費税率の引き上げ・大衆増税反対に関する請願(小宮山洋子君紹介)(第二〇四九号)

同(末松義規君紹介)(第二〇五〇号)

同(園田康博君紹介)(第二〇五一号)

同(福田昭夫君紹介)(第二〇五二号)

同(金田誠一君紹介)(第二〇八九号)

同(仲野博子君紹介)(第二〇九〇号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二〇九一号)

同(園田康博君紹介)(第二一九九号)

同(山岡賢次君紹介)(第二二二〇号)

同(黄川田徹君紹介)(第二二五五号)

高年齢者への増税中止を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第二二一八号)

消費増税・庶民大増税反対に関する請願(吉井英勝君紹介)(第二二五四号)

本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員長不信任動議

連合審査会開会に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

電子記録債権法案(内閣提出第八五号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の内閣提出、電子記録債権法案に対し、法務委員会から連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参

考人から説明または意見を聴取する必要が生じた場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参

考人から説明または意見を聴取する必要が生じた場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参

考人から説明または意見を聴取する必要が生じた場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参

考人から説明または意見を聴取する必要が生じた場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

連合審査会において、最高裁判所から出席説明の要求がありました場合には、これを承認することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、本連合審査会は、本日午前九時十五分

から本委員会において開会いたしますので、御了承願います。

午前十一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時十一分休憩

午前十一時三十分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、電子記録債権法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。小川友一君。

○小川(友)委員 さきの連合審査会の中で、本法案に対してさまざまな観点から十分な審議がなさ

れて、この法案は多くの中小企業の皆さんが待ち望んでいる案件でもありますし、そしてまた、今あらゆる分野で電子化が進んで、政府も電子政府を目指したり、地方自治体も電子自治体を目指している、そんな中で、経済社会も同様に金銭債権の譲渡等について電子的な方向が求められている状況だというふうに思います。まさに時代のニーズにマッチした法案ではないかというふうに考えます。

そのような意味で、今般の電子記録債権法は、中小企業の新たな資金調達の手段が多様化されてくるというふうに考えますが、本法案に対して、主務大臣であります山本大臣より、全般的な評価をどのように考えているのか、お答えいただければと思います。

○山本國務大臣 事業者の間では、企業間信用の手段として、長年にわたり手形が活用されてまいりました。受け取った手形を銀行に持ち込むことにより資金調達が行われてきております。しかし、近年、紙媒体であることに内在するリスクやコストの問題から、手形の利用が減少してきているわけでございます。

その一方で、事業者にとりましては、指名債権も、債権の存在を確認するコストや二重譲渡のリスク等の問題がありますことから、手形を受け入れない中小企業は、結局、早期の資金調達が難しい状況となりました。

これらの問題を克服して事業者の資金調達環境を整備するために、速やかに新たな制度を創設することが期待されてきたわけでございます。

特に、情報技術の革新が著しい今日、電子的手段を用いた商取引、金融取引が急速に発達しているわけございまして、金銭債権の譲渡等につきまして、電子的な手段の整備が待たれているところでもございました。

電子記録債権制度は、こうした要請にこたえるために、電子的な記録によって権利の帰属が定まる新たな法制度の整備を行うものでございます。これによりまして、事業者の経営基盤の強化が図

られまして、ひいては我が国経済社会全般の活性化に資することであるというように期待しております。

○小川(友)委員 再度お伺いをさせていただきますというふうに思います。

本法案には、主務大臣が電子債権記録業を営む者を指定するというふうに記されているわけでありましてけれども、先ほど関連の中で、ここに参入する者は、全銀協が今協議をして、金融関係がこの業界に参入してくるのではないかというお話をいただきました。

私見でありますけれども、まさにこの法案は、債務者、いわゆる手形を発行する部分がこの分野にいち早く参入することが、これから継続的に経済のニーズにこたえていける環境整備ができていくのではないかとこのように思います。

私は、スーパード大手、まさにスーパード大手の関連の同族の会社もしくは関係の下請の企業間で、金融機関と同等のこういうふうなサービスをすることによって、経済が活性化され、そしてまた、今のニーズにこたえられるような経済成長が求められるように感じます。大臣はどのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

○山本國務大臣 小川議員の認識は、電子記録債権制度が広く使われるためには、大企業等の債務者が電子記録債権を利用することがまずは重要であらうという御指摘でありまして、手形同様に利用できるように下請法の運用ルール整備などをさらにきめ細かく考えることが必要ではないかという御指摘でございます。大変重要でございます。

電子記録債権が広く利用されるようになるために、電子債権記録機関の早期設立のための環境整備に努めることは当然でございますし、国民への周知等を通じて事業者の理解を深めていくことが、御指摘のとおり、重要であらうと考えております。

特に、電子記録債権は、手形にかわり事業者の支払い手段として利用ニーズが高まっていくことが想定されております。このため、大企業等から

支払いを受ける下請事業者にも配慮しつつ、今後、公正取引委員会も含めまして、関係方面と適切な対処を考えてまいりたいというように思っております。

○小川(友)委員 先ほどの質問と多少重複する部分があるわけでありまして、欠かすことのできないことが利用者保護することであることは、もう言うまでもないというふうに思います。

そのような意味で、先ほどセキュリティの問題等もありましたけれども、この分野は、いわゆる管理機関がみずからの責任で対応していくというところでありますけれども、この法案の中にあります、電子記録債権の利用者の中で、債務者の二重払いの危険を回避する、これが大きな問題ではないかというふうに思います。

先ほどちょっと出たんですけれども、銀行間での資金送金に伴わない、まさに相殺とか代物弁済の場面において二重払いのリスクが発生する可能性があるのではないかというふうに危惧がされていると思いますけれども、その辺はどのようなお考えを持っておりますのか、お伺いさせていただきます。

○山本國務大臣 債権者が債務者より支払い等を受けたにもかかわらず支払い等記録を行わない場合には、電子記録債権が譲渡され、債務者に二重払いの危険を生じさせてしまう可能性は十分ございます。

このため、本法案におきましては、電子記録債権につきまして、銀行間送金による支払いが行われた場合には、債権者からの請求によらず、金融機関からの連絡だけで支払いが行われたことを記録機関が確認いたしましたして、職権でもって支払い等記録を行う仕組みを導入いたしました。

また、こういうことに対して、相殺や代物弁済などによる支払いは、記録機関においてその事実を確認することができません。職権により支払い等記録を行うことは困難でございます。

このため、相殺等によって支払う場合には、相殺等の後、速やかに債権者の方が支払い等記録を

する必要があると思います。

金融庁といたしましても、記録機関に対しまして、利用者へのこの点の注意喚起を行うようにするなど、利用者保護の観点から適切に対応してまいりたいと考えております……

○伊藤委員長 池田君外一名より、成規の賛成を得て、委員長に対する不信任の動議が提出されております。

本動議は、私の一身上の問題でありますから、この際、本席を理事山本明彦君に譲ることといたします。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕
○山本(明)委員長代理 委員長の指名により、私が委員長の職務を行います。

○宮下委員 動議を提出いたします。(発言する者、離席する者多し)
趣旨弁明を三分以内に制限する動議を提出……(発言する者あり)

○山本(明)委員長代理 委員長の指名により、私が委員長の職務を行います。(発言する者あり)
財務金融委員長伊藤達也君不信任に関する動議を議題といたします。(発言する者あり)
宮下一郎君。

○宮下委員 趣旨弁明を三分以内に制限する動議を提出いたします。(発言する者あり)
○山本(明)委員長代理 宮下一郎君。宮下一郎君。宮下一郎君。

○宮下委員 動議を提出いたします。
委員長解任決議に対する趣旨弁明を三分以内に制限する動議を提出いたします。

○山本(明)委員長代理 ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)
〔賛成者起立〕

○山本(明)委員長代理 起立多数と認めます。よって、動議は可決いたしました。

提出者の趣旨弁明を許します。古本君。
○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。衆議院規則に基づきまして、当委員会の所属委

員の五分の一以上の賛成をもって、ただいま、本日十一時四十五分過ぎに、まことに残念であります、財務金融委員会委員長伊藤達也君に對し、不信任に關します動議をただいま提出させていただきます。委員長におかれましては、お諮りをいただきまして、感謝を申し上げます。

しかしながら、これまで当委員会は、今国会を振り返りますれば、冒頭の所得税法等の改正案にまつる強行採決を初め、累次にわたりました、委員長の運営に關しまして、山積をする課題がこれまででございます。

提案理由を二つ、大きく申し上げたいと存じます。

一昨日、今回の電子記録債権法案の提案理由の説明を聴取いたしました。一昨日聴取したばかりであります。そして本日、連合審査の申し入れを財務委員会が決議され、当財務金融委員会として連合審査の決議を受諾した。そして、たった今、先ほど、二時間の連合審査の議論を経たばかりでございます。

そして、これから財務金融委員会における質疑を行う、その始まった途端の話でございます。そして、最初の質問者は与党・自民党の質問者でありました。私たち民主、そして野党の諸議員におかれましては、質問の時間さえいただいております。審議は全く尽くされております。しかしながら、与野党合意のもとで開催をされたこの連合審査の決議が行われ、そして法案の質疑に入ったわけであります。たった今入ったばかりであります。

それを、先ほどの理事会で、諸先生方におかれましては、理事会室に入っておられませんでした、その様子をごらんになっておりませんので、この場で念のため御報告いたしておきますと、我々野党の委員の申し出を述べて、理事会として、今回のこの後の質疑終了、採決を行いたい、と、乱暴さわまりない提案をなさったわけでございます。まさに抜き打ち的に、突然の質疑の終局でありました。そして、この後、恐らく採決を行おうとなさ

る伊藤委員長におかれましては、その委員会の運営に断固反対するものであります。動議を提出した一点目の理由でございます。

二点目の理由。

先般の公認会計士法等の一部を改正する法律案の審議におきまして……

○山本(明)委員長代理 持ち時間が終了いたしました。

○古本委員 審議半ばにおきまして、突然質疑を終局し、採決を押し切ろうとした一幕もございました。

○山本(明)委員長代理 古本君、持ち時間が終了いたしました。

○古本委員 その際は事なきを得たものの、今後二度とこのような乱暴な運営はしないと委員長はおっしゃいました。

○山本(明)委員長代理 古本君、持ち時間が終了いたしました。

○古本委員 それにもかかわらず、文字どおり、舌の根も乾かぬうちに再度採決を強行しようとする委員長は、委員長として不適格であると申し上げざるを得ません。

以上、これが本動議を提出する理由でございます。

委員各位の賛同を強く求め、提案理由といたします。(拍手)

○山本(明)委員長代理 これにて趣旨弁明は終わりました。

これより討論に入ります。

宮下一郎君。

○宮下委員 動議を提出いたします。

討論を各会派一名、三分以内に制限する動議を提出いたします。(発言する者、離席する者多し)

○山本(明)委員長代理 ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山本(明)委員長代理 起立多数と認めます。よって、動議は可決いたしました。

討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。井上信治君。

○井上(信)委員 自由民主党の井上信治でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました財務金融委員会委員長伊藤達也君不信任案に對し、断固反対の討論を行うものであります。(拍手)

伊藤委員長は、これまで、各党の主張に誠心誠意耳を傾け、公正かつ円満な委員会の運営に最大限の努力を続けてこられました。また、国民の負託にこたえるべく、充実した法案審査を進めることに心を尽くしてきた誠実な姿勢は、所属委員のみならず、多くの同僚議員諸君の認めるところであります。

しかるに、このたびのこじつけとも言える不信任案は、全く解せません。

不信任案を提出するには、適正を欠く委員会運営を行ったなど明確な理由が必要であります。が、一体、伊藤委員長への対応のどこがそれに該当するのか、私には全く理解できません。むしろ非難されるべきは、会期末になっても、何かと理由をつけて法案審査を引き延ばそうとしてきた野党側の態度なのであります。

良識を持ち、人格円満にして温厚な伊藤委員長に對して、理不尽きわまりない理由をあげつらい、不信任案を突きつける行為は言語道断であり、決してこれを容認することはできません。

常に中立公平な立場から職責を果たしている伊藤委員長は、委員会運営を高く評価し、正義と良心をもって本不信任案は直ちに否決されるべきであると申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○山本(明)委員長代理 次に、田村謙治君。

○池田委員 動議を提出いたします。

この状況から見ても、直ちに休憩をして理事会協議に移るよう求める、極めて常識的な動議を提出いたします。(拍手)

○山本(明)委員長代理 ただいま休憩の動議が出

されました。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山本(明)委員長代理 賛成少数につき、否決をされました。(発言する者あり)

田村謙治君。

○田村(謙)委員 民主党の田村謙治でございます。

伊藤委員長の不信任案に賛成をする討論をさせていただきます。(拍手)

理由は幾つかございます。

この通常国会において、幾つもの委員会の運営、混乱が生じてまいりました。挙げれば時間は切りがございませんけれども、例えば所得税法等の改正案におきましても、強行採決という暴挙に与党側が出て、結局それが行われてしまったというのをもまた国民を冒瀆した話であるというふうに我々は考えているところでございます。

この所得税法等の改正案に限らず、あらゆる委員会において与党側がそういう強硬な姿勢を見せ、そして強行採決を行ってきた。伊藤委員長もその責任の一端を担っている者として、委員長には全く不適任であると言わざるを得ないと我々は考えている次第でございます。

ほかにも、例を挙げれば切りがありません。先日生命保険会社そしてまた損害保険会社の不払い問題におきましても、理事会での約束を大いに破って、そして、審議が一週間以上先延ばしになるといふような事態もあつたわけでござい

ます。(発言する者あり)

そういった委員長の運営というものは、決して、我々国民の気持ちに代弁する立場としては許されざることだというふうに考えております。

最近においては、年金問題等もあつて、強硬な姿勢というものがやがて崩れてきた、それはこの国会全体での運営においては好ましいことだといふふうに思っておりますけれども、ところが、このきょうの委員会の運営というものは、結局逆戻り、国民の気持ちというものを全く無視した、極めて不適切な委員会運営だと言わざるを得ないと

いうふうには考えております。

我々が委員長の不信任案動議を出した、そしてその後……

○山本(明)委員長代理 持ち時間が終了しました。

○田村(謙)委員 山本委員がかわりに議事を運営していらっしゃるわけでありすけれども、その後でさ……

○山本(明)委員長代理 田村謙治君、持ち時間が終了しました。簡潔に願います。

○田村(謙)委員 我々の解任動議を無視して採決の動議を先行させようとする、全く、今の今に至るまで議事運営がなっていないというものは、やはり最終的な責任というものは伊藤委員長の議事運営そのものであるというふうにごさざるを得ないわけでございます。

○山本(明)委員長代理 田村君、持ち時間が終了いたしました。簡潔に願います。

○田村(謙)委員 我々、この委員長の運営に関しまして強く抗議を申し上げますとともに、まず、賛成討論の時間を制限するということが自らが我々にとっては全く納得しがたいことでございまして、それも大きな一つのまた不信任案を提出する理由というふうには遠因としてなっているわけでございます。(発言する者あり)

○山本(明)委員長代理 田村君、持ち時間が終了いたしました。簡潔に願います。

○田村(謙)委員 この財務金融委員会の運営におきまして多くの不適切な議事運営があった。それは挙げれば切りがないというところは再三申し上げているわけでありすけれども、例えば午前中の連合審査におきまして……

○山本(明)委員長代理 田村君、持ち時間が終了いたしました。簡潔に願います。

○田村(謙)委員 我々は、朝鮮総連の不正資金、その執行免除についても質問をしたわけでありすけれども、結局、それもうやむやのままに終わっている。それは、連合審査がしっかりと十分な審議がなされたと到底言えないという状況に現

在あるというふうには我々は考えているわけでございます。

○山本(明)委員長代理 持ち時間が終了しました。田村君、簡潔に願います。

○田村(謙)委員 そしてまた、この強引な、また逆戻りをしたような強引な議事運営といえますのは、長勢大臣の政治資金について不適切な処理があった、そのようなことについて、それもすべてまとめて葬り去るというような姿勢がかいま見える……(発言する者あり)そういったところも、私たち、国民の気持ちをしつかりと代弁して審議をしなければいけない、そういった中で、全く不適切な議事運営と言わざるを得ないというふうにごさるわけでございます。(拍手)

○山本(明)委員長代理 田村謙治君、持ち時間が終了いたしました。簡潔に願います。

○田村(謙)委員 こういった、きょうの午前中だけ見ましても、不適切な議事運営がございす。さかのばれば幾つでもある。そしてまた、さらに申し上げるならば、今、会期延長も避けられないのではないか、まさに今審議をしている法案と同等かそれ以上に重要と言われている法案が、なかなか審議の時間が十分でないというところを考えると、法案を通す際には会期を延長しなければいけないということが、いわば公然と語られている。(発言する者あり)そういった中で、この法案をきょう通さなければいけないという理由が我々には全く理解ができないわけでありす。

○山本(明)委員長代理 田村謙治君、持ち時間が終了しておりますので、これにて終了をしてください。

○田村(謙)委員 理由を挙げればまだまだあるわけでありすけれども、とにかく重ねて申し上げます。

○山本(明)委員長代理 これにて討論を田村謙治君、終了してください。

次に、佐々木憲昭君。

○田村(謙)委員 このような強引な議事運営とい

うのは、決して許されることではございません。

それは……(発言する者あり)時間を守れというやじがございすけれども、そもそもその前に、強引に時間を制限する、そういった議事運営に我々は強く抗議を申し上げているわけでございます。

(発言する者あり)

まだまだ挙げれば切りがないわけでございますが、とにかく、強引な強引な議事運営に抗議を申し上げ、委員長の不信任案の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○山本(明)委員長代理 佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党を代表しまして、今回提案されました伊藤達也委員長不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

きょうの理事会での採決強行という発言は、極めて驚くべき状況でございます。青天のへきれきと言つていいと思います。

伊藤達也委員長は、今まで、国会冒頭から採決の強行を繰り返してまいりました。一度は、野党の抗議の前に、伊藤達也委員長は、理事会において、運営に不適切なやり方があった、このことを謝罪し、公正公平な運営に心がけたい、このように明言したわけでございます。

ところが、きょうのこの事態は、あの発言、あの謝罪が一体何だったのか、根本的に疑問と言わなければなりません。口先だけの謝罪であつたのか。今この事態を迎えるに当たって、私は、その伊藤委員長の発言内容が野党に対して不誠実なものであつたことをこれで証明されたと思うし、また、強引な運営のやり方というのは、この委員会の民主的な、与野党合意のもとで行われてきた運営を破壊するものであると言わざるを得ないのであります。伊藤達也委員長の運営は、余りにも強権的だと言わざるを得ません。

きょうは連合審査をやったばかりであります。財務委員会との連合審査は二時間行われました。しかし、その後、財務金融委員会としては独自の審査をやらなければならないわけでありす。まず与党の質問から始めましようと言つたのは、山

本筆頭だったのではないのでしょうか。まず始めましよう、それなら、続きが当然あるわけでありす。

○山本(明)委員長代理 持ち時間が終了いたしました。

○佐々木(憲)委員 理事会で合意されていないまこれを強行することは、絶対に許せないわけでありす。

○山本(明)委員長代理 佐々木憲昭君、持ち時間が終了いたしました。簡潔に願います。

○佐々木(憲)委員 しかも、今回の電子債権法の審議のために野党が要求しておりました資料についても、まだ提供されていないわけでありす。

○山本(明)委員長代理 佐々木憲昭君、持ち時間が終了いたしました。簡潔に願います。

○佐々木(憲)委員 参考人の質疑も終わっておりません。当然、この電子債権法によって影響を受ける金融機関、あるいはその融資を受ける中小企業、そういう方々がどういう影響を受け、どこにメリットを感じ、どこにデメリットを感じているか、このことをはつきりとするのが当たり前じゃないでしょうか。

○山本(明)委員長代理 持ち時間が終了いたしましたので、これで討論を終結をいたします。

○佐々木(憲)委員 私は、こういう強引なやり方に断固抗議をするものであります。

○山本(明)委員長代理 討論を終結いたします。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の……(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 ちよつと委員長、待つてください。まだ発言中です。まだ討論をやっているところですから。だめですよ、そんなやり方は。そんな強権的なやり方は、絶対に許すわけにはいきません。

○山本(明)委員長代理 討論の終結をいたします。

○佐々木(憲)委員 委員長、まだ発言中です。

○山本(明)委員長代理 討論を終結いたします。(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 今、委員長の不信任案を提出し、私は賛成討論をしているわけであります。まだ終わっておりませんよ、これ。勝手にそんなものを打ち切ることは許されません。(発言する者あり)

○山本(明)委員長代理 持ち時間が終了いたしました。

○佐々木(憲)委員 こういう委員長代理の強引なやり方は絶対だめです。まだやっているんですから。

今、参考人の問題も全くやられておらない。

○山本(明)委員長代理 佐々木憲昭君、持ち時間が終了いたしました。討論を終結いたします。

(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 そういう中で、何が審議の終了なんです。山本委員長代理、まだこれは審議が始まったばかりで、財務金融委員会としては、野党の質問はまだやっていないんです。これからやらなければならないわけであります。

○山本(明)委員長代理 討論を終結いたします。

○佐々木(憲)委員 これからやらなければならぬ段階で勝手に打ち切って、それを採決するなどというのは、絶対に認めるわけにはまいりません。

○山本(明)委員長代理 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者多し)

○佐々木(憲)委員 委員長、だめですよ、そんなやり方は。討論の途中じゃないか。

○山本(明)委員長代理 賛成の起立を求めます。

(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 だめだよ、そんなのは。

○山本(明)委員長代理 終結を宣言しました。

○佐々木(憲)委員 だめですよ、そんなのは。まだやっていますから。

○山本(明)委員長代理 終結を宣言いたしました。

○佐々木(憲)委員 そんな勝手な、討論を打ち切るようなやり方は、絶対に私は認めません。だめ

ですよ、そんなのは。それは与党の横暴というものであります。絶対にこういうやり方は許すわけにはいかない。

まだ、参考人として呼んで聞かなきゃならない、そういう議論が理事会で始まったばかりじゃありませんか。関係者は、銀行もあれば融資を受ける側もある、あるいは証券関係の業者の関係者もある。当然、そういう人の意見を聞かなきゃならない、当たり前じゃないですか。

○山本(明)委員長代理 佐々木憲昭君、討論を終結いたします。

○佐々木(憲)委員 何でこの討論を終結しなきゃならぬのですか。

○山本(明)委員長代理 終結いたします。

○佐々木(憲)委員 委員長解任決議案に賛成する理由、まだまだたくさんありますよ。まだ説明の途中ですよ。そんなものを、勝手に打ち切るということは絶対にできません。

○山本(明)委員長代理 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者多し)

○佐々木(憲)委員 何ですか、その言い方は。委員長、だめだ、それは。

○山本(明)委員長代理 起立を求めます。(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 だめ、だめ、だめ。そんなのではだめですよ。まだ討論が終わっていないんですから。

○山本(明)委員長代理 起立、賛成ゼロであります。よって、本動議は否決されました。(発言する者あり)

委員長の復席をお願いします。(拍手)

(山本(明)委員長代理退席、委員長着席)

○伊藤委員長 ただいま御信任をいただきまして、まことにありがとうございます。(拍手)(発言する者あり)

宮下一郎君。

○宮下委員 動議を提出いたします。

ただいま議案となっております本案に対する質疑は終局し、討論は省略し、直ちに採決されんことを望みます。

○伊藤委員長 宮下一郎君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

(賛成者起立)

○伊藤委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

電子記録債権法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

(賛成者起立)

○伊藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(発言する者あり)

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

(賛成者起立)

○伊藤委員長 起立多数。よって、そのように決しました。(発言する者あり)

(報告書は附録に掲載)

○伊藤委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

平成十九年六月二十六日印刷

平成十九年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F